

## 第1回審査会の論点の整理

<p>目指すべき姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値を達成するとどうい社会が実現できるのかというアウトカム資料が必要</li> <li>・法人数を増やすことによって何を<u>目指すのか</u>という、基本的なスタンスのようなものを考えていく必要</li> <li>・市民活動の充実が、市及び市民に対してどうい効果が及んでいくか、目指すべき姿というものをある程度クリアにした上で進めていくことがよい</li> </ul>	<p>資料2：川崎市総合計画について</p>
<p>全体像、指定NPO法人の位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の中でのNPO法人の位置づけ、さらに認定、指定NPO法人の位置づけという全体像</li> <li>・地域の中には様々な活動をしている主体があり、NPOもその1つ。その中で条例指定NPO法人制度の運用をどうしていかを意識する必要</li> </ul>	
<p>一般社団法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>一般社団法人の数のデータ</u></li> <li>・一般社団法人も定款に基づく運営をやりとした場合には、細かなところで面倒な点がある。<u>一般社団法人の方が運営が本当に楽なのかという部分を、丁寧に説明をする必要</u></li> <li>・<u>一般社団法人という大きな仕組みについて、分かるデータ</u></li> </ul>	<p>資料3：一般法人の法人数について 資料4：非営利法人格選択に関する実態調査報告書（2016年度継続調査）抜粋</p>
<p>法人の収益状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益事業割合平均や寄附金割合平均など、簡単には比較できない数字なので統計上の工夫をした方がいい</li> <li>・事業の性格によってこういう傾向があると把握することが重要</li> </ul>	<p>資料5：平成29年度特定非営利活動法人に関する実態調査報告書（抜粋）</p>
<p>寄附について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税の方に意識が引っ張られてしまって、条例指定制度の存在が薄れてしまっている。<u>メッセージ性を考えていった方がいい</u>。</li> <li>・法人がどのような事業をやっているのか、どう社会に貢献しているのかが<u>見えるようなシステムやPRが必要</u></li> <li>・寄附文化が根付いていない日本で、<u>どうやってNPOの方に目を向けてもらえるのか</u>というのを考えていく必要</li> </ul>	
<p>条例指定のメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例指定は認定を取るためのステップと考えた方がいい</li> <li>・事業型のNPO法人は、みなし寄附金制度を使っているか</li> <li>・取得自体のメリットに加えて、<u>付随する手厚いサポートの部分をもっとアピールできると良いのではない</u>か</li> <li>・事前にこういうメリットがあるとか、先には認定もあって、指定や認定を取ったら様々なサポートやプログラムがあるということをアピールした方がいいのではないか。</li> </ul>	
<p>公益要件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市の認定等法人が、公益要件のうち、どの要件をクリアしているのか</li> <li>・<u>基本的な要件は変えなくてもいいのではない</u>か</li> <li>・<u>もう少しわかりやすい要件が前段にあれば、条例指定の申出をしようと考えたときに自分たちが対象になるかが分かるので、そのような要件にする</u></li> <li>・PSTの基準については<u>現状維持で行くのか、あるいは変えるのか、今後の検討に影響するため、方向性を決める必要</u></li> <li>・仮に現状維持で行くとした場合は、法人数を増やすためにはどうするのか、方策を考えることが重要</li> </ul>	
<p>書類の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色々な書類が重複しているという意見が多く出ていた。微妙に内容が重なっていて、別に作らないといけない。これらの整理をすることでかなり楽になるのではないか</li> <li>・<u>まだ見直す余地があるということではない</u>か</li> <li>・細かい記載例がなくても、それこそ書き方の説明だけ読めばわかるようなレベルにフォーマット自体の言葉等を見直していき、理解が違う方向に行かないようにすべきではないか</li> <li>・県税・市税事務所に出す寄附者名簿（暦年）と、川崎市に出す寄附者名簿（年度）で、<u>条例指定の判断においては暦年で2年分見たら良しとすることはできない</u>か</li> </ul>	

## 川崎市総合計画について

## 基本構想

## 目指す都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」



## まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」

「力強い産業都市づくり」



## 基本政策

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり



## 基本計画

## 政策

1 参加と協働により市民自治を推進する



## 実施計画

## 施策

1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり



## 直接目標

多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める



## 主な成果指標

地域貢献活動に関する取組にかかわったことがある人の割合

町内会・自治会加入率

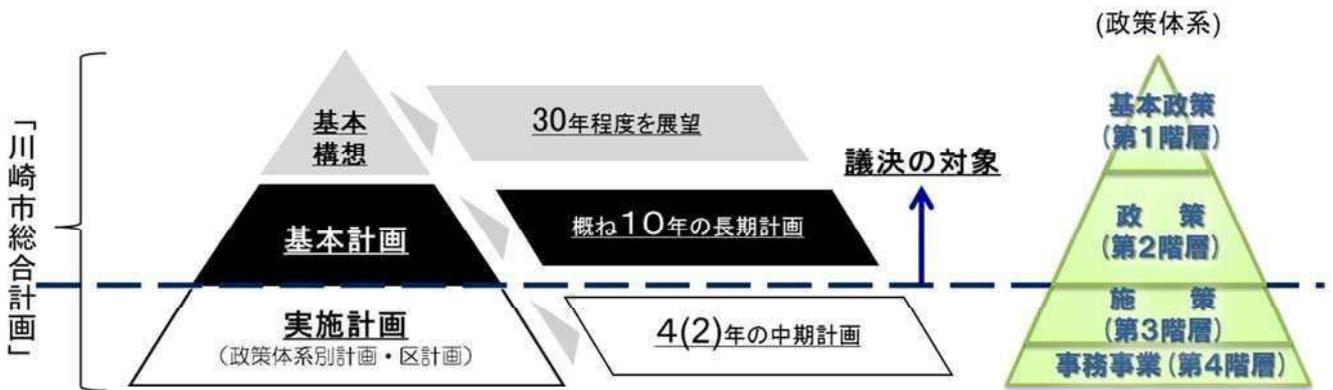
市内認定・条例指定NPO法人数

### 3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるものです。

「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

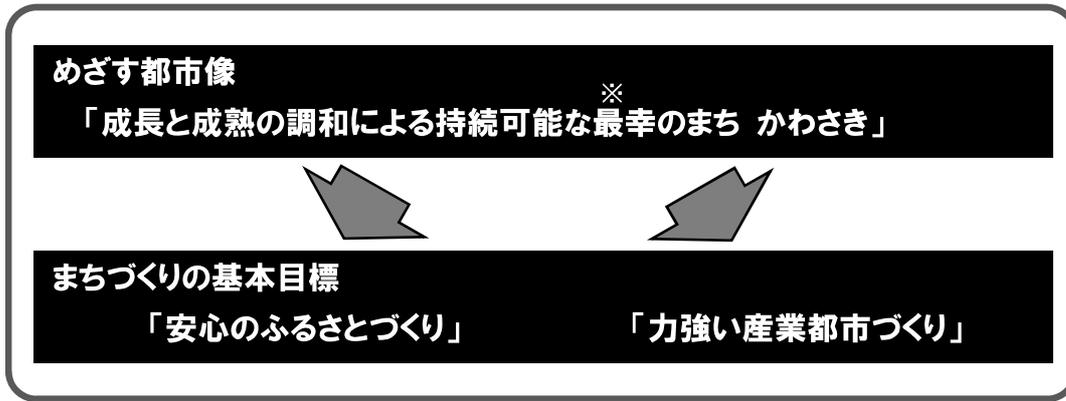
「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第1期実施計画の計画期間は平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度の2か年となります。



【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】

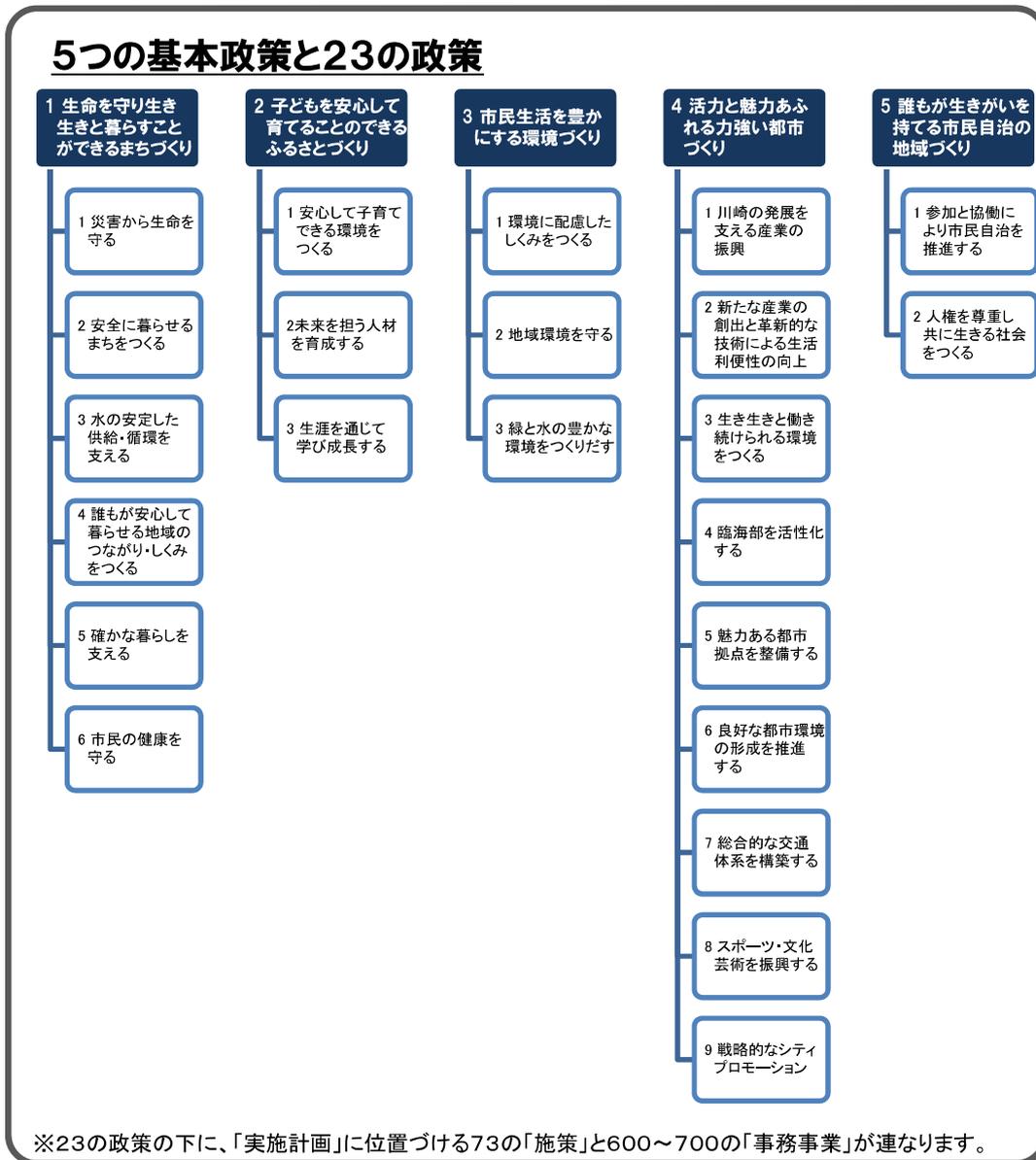
	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	37年度 (2025)	
基本構想			川崎市基本構想 30年程度を展望						
基本計画			川崎市基本計画 平成28年度から概ね10年						
実施計画	※実施結果を盛り込む		第1期 実施計画 H26~H29		第2期 実施計画(想定) H30~H33		第3期 実施計画(想定) H34~H37		

#### 4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

### 政策体系



総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画【政策体系別】

実施計画【区】

進行管理

基本構想

基本計画

## Ⅱ めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。



# 基本政策5

## 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

### 政策の体系

#### 基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画  
【政策体系別】

実施計画  
【区】

進行管理

## 政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

### 政策の方向性

- ✓ 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- ✓ このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- ✓ また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- ✓ さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

### 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	25%以上

### 施策の体系

#### 政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

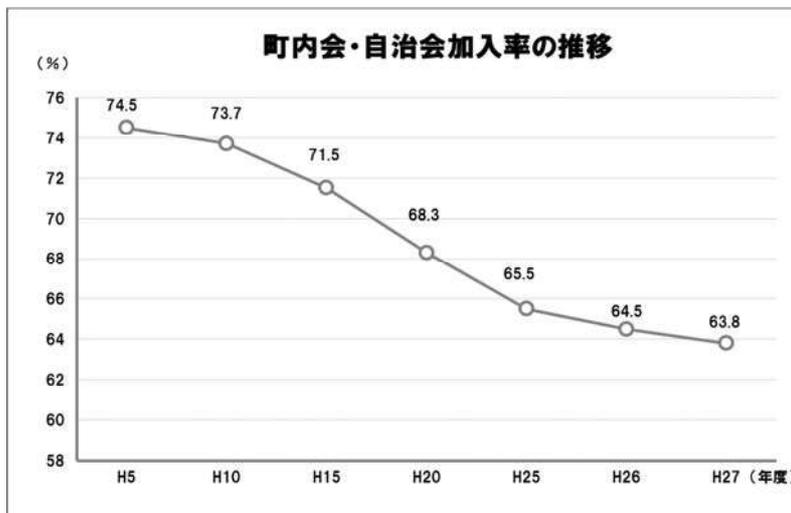
総論

基本  
構想基本  
計画10年  
戦略実施  
計画  
【政策体  
系別】実施  
計画  
【区】進行  
管理

## 施策1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

### 施策の概要

- ✓ 本市は、政令指定都市で初めて「自治基本条例」を制定し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民が主体的に市政運営に関わり、力を合わせて地域の課題を自ら解決できるよう、市民自治のまちづくりを進めてきました。少子高齢化の進展や人口減少への転換が見込まれる中、人と人とのつながりも変化しており、市民、地域の団体、企業、大学や他の自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めます。
- ✓ ライフスタイル・価値観の多様化などから、町内会・自治会への加入率の減少や担い手の固定化などの課題が生じており、その解決に向けて、町内会・自治会活動の活性化の取組を支援するとともに、幅広い分野で活動が広がるボランティア活動をはじめとした市民活動に対し、その活動の自主性・自立性に配慮した支援を進めます。さらに、NPO法人の基盤強化や信頼性向上に向けた取組を支援することにより、市民からNPO法人への寄附の機運を高め、市民による相互支援を促進します。
- ✓ 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じて、自らの意思で判断し、施策を実行するための権限や財源が必要です。これまで国の事務や権限の地方への分権が進められてきましたが、少子高齢化の進展や人口減少への転換が見込まれる中、基礎自治体が自主性を発揮し、市民の参加と協働によるまちづくりを進めるため、国や県への働きかけを強めるなど、地方分権改革の取組を進めます。



資料：市民・こども局調べ



多くの市民が参加する多摩川美化活動

総論

基本  
構想

基本  
計画

10年  
戦略

実施  
計画  
【政策体  
系別】

実施  
計画  
【区】

進行  
管理



総論  
基本構想  
基本計画  
10年戦略  
実施計画【政策体系別】  
実施計画【区】  
進行管理

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
<b>地域振興事業</b> 良好な地域社会の維持・形成のため、地域的な共同活動を行うことを目的として一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される町内会・自治会活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「町内会・自治会の活動の活性化に向けた条例」に基づく取組の推進</li> <li>●町内会・自治会館の整備に関する補助の充実</li> <li>●自治功労者表彰の実施</li> <li>●新総合自治会館の移転整備に向けた検討</li> <li>●市民自治活動を支援する（公財）市民自治財団の運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「町内会・自治会の活動の活性化に向けた条例」に基づく取組の推進</li> <li>●町内会・自治会館の整備に関する補助の実施</li> <li>●自治功労者表彰の実施</li> <li>●新総合自治会館の工事設計</li> <li>●市民自治活動を支援する（公財）市民自治財団の機能強化の推進</li> </ul>	→ → → → → →	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新総合自治会館の完成（H31 予定）</li> </ul>
<b>市民活動支援事業</b> 市民活動の自主性・自立性に配慮した市民の相互支援を促進するために定めた「市民活動支援指針」に基づき、人材育成・資金の確保・活動の場・情報の共有化に関する取組を推進し、市民活動の活性化を図るとともに、市民活動支援の担い手である中間支援組織の機能強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動支援指針改訂検討委員会報告書の提言を踏まえた取組の推進</li> <li>●市民活動における全市・全領域の中間支援組織である「（公財）かわさき市民活動センター」の運営支援（H26 登録団体数：全 647 団体）</li> <li>●市民活動（ボランティア活動）補償制度の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動支援指針改訂検討委員会報告書の提言を踏まえた取組の推進</li> <li>●市民活動における全市・全領域の中間支援組織である「（公財）かわさき市民活動センター」の機能強化の推進（登録団体数：全 650 団体以上）</li> <li>●市民活動（ボランティア活動）補償制度の実施</li> </ul>	→ → → →	事業推進
<b>NPO 法人活動促進事業</b> NPO 法人（特定非営利活動法人）活動の健全な発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄附促進に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NPO 法に基づく設立認証や情報公開、監督等の適切な実施</li> <li>●NPO 法人の認定及び条例指定制度の適正な運用</li> <li>●NPO 法人への寄附促進に向けた情報発信や法人運営の基盤強化の支援等の取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NPO 法に基づく設立認証や情報公開、監督等の適切な実施</li> <li>●NPO 法人の認定及び条例指定制度の適正な運用</li> <li>●NPO 法人への寄附促進に向けた情報発信や法人運営の基盤強化の支援等の取組の推進</li> </ul>	→ → →	事業推進
<b>地方分権改革推進事業</b> 基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを国等へ働きかけるなど真の分権型社会の実現をめざした取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 4 次一括法及び第 5 次一括法の成立に伴う条例等の整備の検討・調整</li> <li>●地方分権改革に関する「提案募集方式」制度を活用した積極的な国への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しの提案</li> <li>●地方自治法に基づく県市間の権限移譲の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな法案等による、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに伴う条例等の整備の検討・調整</li> <li>●地方分権改革に関する「提案募集方式」制度を活用した積極的な国への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しの提案</li> <li>●地方自治法に基づく県市間の権限移譲の推進</li> <li>●「（仮称）新たな地方分権改革の推進に関する方針」の策定と方針に基づく取組の推進</li> </ul>	→ → → →	事業推進

## 一般法人の法人数について

- 公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート結果  
（公益法人協会）から

		2018.4	2019.4	2020.4	2020.10
一般法人	移行法人	11,667	11,667	－	－
	新設法人	43,369	50,857	－	－
	社団	－	－	58,217	60,598
	財団	－	－	7,278	7,340
	合計	55,036	62,524	65,495	67,938
公益法人	移行法人	8,995	8,893	－	－
	新設法人	534	655	－	－
	社団	－	－	4,170	4,174
	財団	－	－	5,427	5,440
	合計	9,528	9,548	9,597	9,614
N P O 法人	認定	－	－	1,133	1,169
	合計	－	－	51,361	52,335

●e-stat（政府統計の総合窓口）から

一般社団法人 登記件数

		H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)	H 2 9 (2017)	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
全国	設立	6,226	5,574	6,075	6,442	6,001	6,110	5,850
	解散	1,836	1,638	1,341	1,695	2,017	2,275	2,410
神奈川県	設立	276	284	307	323	302	299	317
	解散	48	70	52	61	86	99	127

一般財団法人 登記件数

		H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)	H 2 9 (2017)	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
全国	設立	1,553	344	324	344	328	281	270
	解散	1,382	224	129	167	156	215	203
神奈川県	設立	55	15	14	15	22	9	16
	解散	43	9	6	5	12	9	6

※設立には「組織変更又は合併による設立」を含む

※解散には「合併による解散」「休眠法人の解散」を含む

●国税庁法人番号公表サイトから

法人数（R3.7.14時点）

	一般社団法人	一般財団法人
全国	64,738	7,449
神奈川県	3,170	290
川崎市	411	45

●推計

一般社団法人法人数

	H26推計	H27推計	H28推計	H29推計	H30推計	R1推計	R2推計	R3.7.14
全国	35,672	40,062	43,998	48,732	53,479	57,463	61,298	64,738
神奈川県	1,605	1,833	2,047	2,302	2,564	2,780	2,980	3,170

一般財団法人法人数

	H26推計	H27推計	H28推計	H29推計	H30推計	R1推計	R2推計	R3.7.14
全国	6,481	6,652	6,772	6,967	7,144	7,316	7,382	7,449
神奈川県	234	246	252	260	270	280	280	290

（参考）特定非営利活動法人の認証数

	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)	H 2 9 (2017)	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R3.5.31
全国	50,087	50,866	51,514	51,867	51,604	51,258	50,898	50,829